

欧州におけるプライバシー保護に係る研究開発および
法制度の動向（概要）

平成 28 年 3 月

国立研究開発法人 情報通信研究機構
(欧州連携センター)

欧州連合のプライバシー保護技術の研究開発活動に対する助成への基本的方針と EU 研究プロジェクト事例

- ・ ホライゾン 2020 では、2016 年からデジタルセキュリティの公募枠は、ICT 部門からセキュリティ部門に移行している。
- ・ ホライゾン 2020 セキュリティ部門 2016 年～2017 年度作業プログラムでは、デジタルセキュリティの研究テーマは 8 つに分かれ、技術開発だけでなく、社会・経済学的視点からの研究や国際的対話を進める活動にも助成される。助成総額は、1 億 1800 万ユーロの予定である。
- ・ 国際的対話を促進する活動に助成する『サイバーセキュリティとプライバシーの研究と技術革新における EU との提携と国際的対話』では、日本とアメリカが国際的対話の相手国として定められている。そのため、今後、欧州の組織が日本の組織へ、交流、提携のため、積極的に働きかける可能性がある。
- ・ PRIPARE プロジェクトには、11 組織が参加し、全予算が 131 万ユーロである（研究期間：2013 年 10 月～2015 年 9 月）。同プロジェクトは、産業界における将来的なプライバシー・バイ・デザインの採用を準備するために、プライバシー・バイ・デザインの方法論の開発、トレーニングの実施、教材の作成、欧州委員会等への勧告を行っている。
- ・ PARIS プロジェクトには、8 組織が参加し、全予算が 477 万ユーロである（研究期間：2013 年 1 月～2015 年 12 月）。監視システムや生物計測システムの研究開発に、プライバシー・バイ・デザインを採用する方法論を開発する。
- ・ PRACTICE プロジェクトは、18 組織が参加し、全予算が 1046 万ユーロである（研究期間：2013 年 11 月～2016 年 10 月）。クラウドシステム全体において、データの機密性を保持するため、暗号化されたデータのコンピューテーションを実現する柔軟なアーキテクチャとツールを開発する。

EU パーソナルデータ保護法改正について

- ・ 欧州委員会によって、2012 年に EU パーソナルデータ保護指令改正案が提案されて以来、同案は欧州議会及び欧州連合理事会で審議され、修正が重ねられてきた。だが、2015 年 12 月、欧州委員会を合わせた三機関による 6 か月間の三者協議の末、改正案について欧州議会及び閣僚理事会が最終的な合意に至っている。この結果、2016 年内に改正案は採択される見込みであり、法案採択の 2 年後には、改正法は各国で適用される予定である。
- ・ データ保護法改正パッケージは、一般データ保護規則とデータ保護指令の二つの EU 法からなる。
 - － EU 市民のデータの利用とプライバシーに係る一般データ保護規則
 - － 法執行機関による EU 市民のデータの利用に係るデータ保護指令
- ・ 一般データ保護規則は、ユーザが自分自身のデータをよりコントロールすることを可能にする権利を強化するとともに（自分自身のデータへより簡単にアクセスすることを保証する権利、忘れられる権利、データポータビリティの権利、いつ自分のデータがハッキングされたか知る権利、罰金の増額など）、EU 経済成長を促進する（EU 内で法制度を統一、ワンストップショップアプローチの採用、中小企業の優遇）とされている。また、以上に加えて、設計と初期設定によるデータプロテクションの採用義務が定められている。だが、パーソナルデータ保護法は、基本権や個人の

権利の遵守を改善したが、データを利用するビジネスモデルの発展を妨げ、EUの経済成長を促進しないのではないかという批判もされている。

- ・ EU パーソナルデータ保護指令の改正は日本の組織へも影響する。特に、改正案は、同法がEU域外へも適用されることを定めており、EU域外に事業者を持つ企業でも、EU居住者のデータを取り扱う事業者に対して同法が適用される場合がある（EU居住者に商品やサービスを提供する場合とEU居住者の行動をモニターする場合）。したがって、日本の組織は、知らずにEU パーソナルデータ保護法に違反することがないように、同法に対応する必要がある。